

法務局で「法定相続情報証明制度」が スタートしました！！

これまで、亡くなった方の名義の預貯金や保険、更に不動産の登記名義の変更といった相続手続きに関しては、手続先（金融機関や保険会社、法務局など）に戸籍謄本などの書類の束を何度も提出して行わなければなりません。

そこで、こうした不便さを少なくするため、本年5月29日（月）から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用を開始しました。

この制度は、相続人が戸籍謄本などの書類の束と申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書について、必要な枚数を手数料無料で発行するというものです。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

「法定相続人」とは…

相続人の範囲や法定相続分は、民法によって定められています。死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の方は定められた順序で配偶者とともに相続人になります。

第1順位 死亡した人の子ども

第2順位 死亡した人の直系尊属

（父母や祖父母など）

ただし、第1順位の人がない場合に限って相続人になります。

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

ただし、第1順位の人でも第2順位の人もない場合に限って相続人になります。

日本年金機構からのお知らせ

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が、25年から10年に短縮されました。

対象となる方に日本年金機構より「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」で予約の上、できるだけお早めに手続きをお願いします。

◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう。

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課せられるだけではなく、**※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。**

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、市区役所・町村役場の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

第22回「火の用心杯」パークゴルフ大会参加者募集中！

◆日 時 平成29年7月8日（土）※荒天時順延 7月9日（日）

受付開始：13時00分～

開会式：13時20分～

競技開始：13時30分～

◆場 所 小平町国際パークゴルフ場

◆参加条件 小平町民

◆競技方法

・36ホールストロークプレイ

・女性の方にはハンディキャップ4とします

・競技規則は国際パークゴルフ協会公認ルール及び

小平町国際パークゴルフ場ローカルルール

◆参加料 1人 500円

※道具の借用は自費をお願いします

◆申込期日 **6月30日（金）**まで

※申込み用紙に参加料を添えて事務局（小平消防署・消防鬼鹿支署）に申し込んで下さい。

※申込み用紙は事務局、小平町役場、役場鬼鹿・達布支所、ゆったりかん、小平・鬼鹿パークゴルフ場、文化交流センター、海洋センターにあります。

◆主催 留萌消防組合小平消防署・鬼鹿支署

◆後援 留萌地区防火管理者連絡協議会

◆問い合わせ先 留萌消防組合小平消防署（☎ 56-2221） 鬼鹿支署（☎ 57-1253）

